

1 日目

【 1 0 月 2 5 日 (土) 】

応援要請等情報伝達訓練実施要領（訓練No. ①）

1 主眼

- （１）災害発生から応援要請の判断、応援要請、出動(可能)隊数の報告、応援決定までの迅速な情報伝達体制の構築
- （２）出動準備体制および迅速な出動に繋がる体制の構築
- （３）「奈良県消防広域応援基本計画」及び「奈良県緊急消防援助隊受援計画」における応援要請等の情報伝達要領の検証及び災害発災初期における応援要請の判断能力等の向上を図る。

2 想定

中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生し、奈良県北葛城郡広陵町及び、高市郡高取町において最大震度６強が観測され、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生した。被害の甚大な３市町（橿原市、広陵町、高取町）からの要請に基づき、奈良県内広域応援部隊及び緊急消防援助隊が出動し、各災害現場にて消火・救助及び救急活動を開始。

3 実施日時

令和７年１０月２５日（土）９時００分から

4 参加機関

- （１）消防庁
- （２）奈良県
- （３）奈良県内消防本部

5 実施内容

- （１）「奈良県消防広域応援基本計画」の奈良県内消防本部間における応援出動要請から応援出動決定までの情報伝達
※様式の送付は行わず、架電による要請及び通知のみ実施
- （２）「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の県内消防本部、県、消防庁及び関係府県間における緊急消防援助隊の応援要請から応援出動までの情報伝達。

6 活動要領

- （１）「奈良県消防広域応援基本計画」における情報伝達訓練
 - ア 奈良県広域消防組合消防本部（代表消防機関）は、自管内の被害状況から、代表消防機関としての任務を実施することが困難な場合（「奈良県消防広域応援基本計画」第１章、第５、２の事項）の任務を行うことができない場合）、奈良市消防局（代表消防機関代行）の長に代表消防機関を代行するように依頼する。また、保有する自己の消防力のみでは対応することが困難である場合、奈良市消防局（代表消防機関代行）の長に応援要請の通報を行うものとする。
 - イ 奈良市消防局（代表消防機関代行）は、奈良県広域消防組合消防本部（代表消防機関）から代行を依頼された場合、「奈良県消防広域応援基本計画」の第１章、第５、２、⑤により、

奈良県内消防本部（生駒市消防本部）の長に応援要請を行う。

ウ 奈良市消防局の長（代表消防機関代行）は、奈良県内消防本部の長に対し応援要請した旨を奈良県消防救急課長に連絡する。

エ 応援側消防本部の長は、応援要請を受諾し出場を決定したときは、奈良市消防局（代表消防機関代行）を通じて速やかに被災地を管轄する奈良県広域消防組合消防本部の長に通報する。

オ 奈良県広域消防組合消防本部(代表消防機関)は、応援側消防本部の応援要請準備として、「奈良県消防広域応援基本計画」第3章、第12、③の準備にあたるものとし、応援隊の集結場所を奈良県広域消防組合消防本部（代表消防機関）の長が指定し、応援側消防本部へ報告する。

(2)「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づく情報伝達訓練

ア 奈良県広域消防組合消防本部は、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断し、奈良県に対し電話連絡により応援要請を行う。（要請要綱別記様式1-2をFAX）

イ 奈良県広域消防組合消防本部から応援要請を受けた奈良県は消防庁に対し、電話連絡により緊急消防援助隊の応援を要請する。（要請要綱別記様式1-1をFAX）

ウ 消防庁から奈良県に要請要綱別記様式3-2により、緊急消防援助隊の応援等決定通知が送信される。

エ 緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた奈良県は、奈良県広域消防組合消防本部に対し、その旨を通知する。

オ 消防庁から奈良県に要請要綱別記様式3-3により、緊急消防援助隊の出動隊数通知が送信される。

カ 緊急消防援助隊の出動隊数通知を受けた奈良県は、奈良県広域消防組合消防本部に対し、その旨を通知する。

奈良県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び指揮本部等運営訓練実施要領 (訓練No. ②)

1 主眼

- (1) 状況付与型の図上訓練を実施し、奈良県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の情報収集要領及び統括指揮支援隊への引継ぎ要領の強化を図る。
- (2) 実災害において、初動対応に当たる奈良県災害対策本部員が各関係機関との情報共有体制及び初期対応力の強化を図る。
- (3) 奈良県災害対策本部、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部の消防応援活動に係る指揮、調整能力の向上を図る。
 - ア 1日目午前中に実施する図上訓練は、実動訓練とは連動しない設定で実施し、消防応援活動調整本部や統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び情報統括支援隊長等の柔軟な部隊投入、配置の検討、活動指示を訓練するとともに、指揮本部や指揮支援本部との情報共有体制を確立する等、初期対応力の強化を図る。
 - イ 1日目午前中の図上訓練終了後、実動訓練の状況に即した部隊投入、配置、活動指示状況を付与し、実動部隊の進出状況に基づき、緊急消防援助隊をはじめとする各実動部隊の部隊配置や活動指示を行う。
- (4) 指揮本部、指揮支援本部等は、実動部隊からの活動報告等による部隊運用及び活動調整を行い、各本部等で実動部隊を統制することにより、実災害に求められる連携、部隊指揮、活動調整、安全管理等、各種能力の向上を図る。
- (5) 奈良県防災情報システム、新総合防災情報システム及び緊急消防援助隊動態情報システムを活用した災害時における情報収集要領、緊急消防援助隊応援部隊との情報共有要領の検証を行い、情報収集、整理及び共有能力の向上を図る。
- (6) 「奈良県緊急消防援助隊受援計画」及び「奈良県消防広域応援基本計画」の検証を行い、奈良県及び奈良県内消防本部の受援力の向上を図る。

2 想定

- (1) 1日目【10月25日(土)】

中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生し、奈良県北葛城郡広陵町、高市郡高取町において最大震度6強が観測され、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生した。被害の甚大な2町からの要請に基づき、緊急消防援助隊及び奈良県内広域応援部隊が出動し、各災害現場にて消火・救助及び救急活動を実施する。
- (2) 2日目【10月26日(日)】

奈良県に進出した緊急消防援助隊及び奈良県内広域応援部隊は、活動ミーティング(25日実施)にて活動指示を受け、前日に引き続き各災害現場において、消火、救助及び救急活動を実施する。

3 実施日時

令和7年10月25日(土) 9時00分から10月26日(日) 11時30分まで

訓練名	日時
-----	----

奈良県災害対策本部運営訓練	25日(土) 9:00～12:00(図上)
消防応援活動調整本部運営訓練	25日(土) 9:00～12:00(図上)
指揮本部及び指揮支援本部運営訓練	12:00～18:00(実働) 26日(日) 8:30～11:30(実働)

4 実施場所

- (1) 奈良県災害対策本部及び消防応援活動調整本部
奈良県庁東棟2階災害対策本部室（奈良市登大路町30）
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部
奈良県広域消防組合消防本部（橿原市慈明寺149番地の3）

5 参加機関

- (1) 奈良県災害対策本部及び消防応援活動調整本部
総務省消防庁、京都市消防局、奈良県、奈良県内消防本部、奈良県警察本部、国土交通省近畿地方整備局、陸上自衛隊、奈良DMAT
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部
奈良県広域消防組合消防本部、大阪市消防局、神戸市消防局

6 実施内容

- (1) 奈良県災害対策本部運営訓練
 - ア 各種情報の収集、共有及び整理
 - イ 緊急消防援助隊等の応援要請
 - ウ 消防応援活動調整本部との情報共有及び連携
- (2) 消防応援活動調整本部運営訓練
 - ア 各種情報の収集、共有及び整理
 - イ 指揮本部との情報共有、連携及び活動調整
 - ウ 奈良県災害対策本部との情報共有及び連携
 - エ 緊急消防援助隊に関する部隊の運用調整
 - オ 指揮支援本部及び航空指揮本部との活動調整、連絡及び報告
 - カ 関係機関との活動調整、連絡及び報告
- (3) 指揮本部運営訓練（航空指揮本部、航空指揮支援本部を含む）
 - ア 各種情報の収集、共有及び整理
 - イ 被害情報の管理
 - ウ 被害状況に対する消防部隊の配備
 - エ 奈良県内広域応援部隊及び緊急消防援助隊の応援要請の判断
 - オ 応受援体制の構築
 - カ 消防応援活動調整本部、指揮支援本部及び県内応援隊本部との情報共有
- (4) 指揮支援本部運営訓練
 - ア 各種情報の収集、共有及び整理
 - イ 消防応援活動調整本部との活動調整、連絡及び報告

- ウ 指揮本部との情報共有及び連携
- エ 緊急消防援助隊各府県大隊等の指揮及び活動管理

7 実施要領

(1) 図上訓練 25日(土) 9時00分～12時00分

- ア 奈良県災害対策本部、消防応援活動調整本部、各指揮本部及び指揮支援本部の要員は、各訓練会場の訓練統制班、状況付与班の統制・進行、状況付与により、訓練を実施する。
- イ 訓練開始直後は、奈良県災害対策本部及び各指揮本部の要員のみで、災害対応を行うものとし、消防応援活動調整本部の消防職員及び指揮支援隊等の要員の訓練参加は、指定する時刻又は実行動の会場到着時刻以降とする。
- ウ 奈良県災害対策本部、消防応援活動調整本部及び各指揮本部は、「奈良県消防広域応援基本計画」に基づき調整された県内消防応援の態勢を把握する。
- エ 前述の要員が、災害対応にあたり訓練に参加していない機関等との連絡・調整が必要な場合は、訓練要員に連絡する。
- オ 消防応援活動調整本部又は統括指揮支援隊長は、災害の状況、各府県大隊等の編成、装備を考慮して、応援部隊の投入、配置を検討し、指揮本部等と協議の上、活動を指示する。この際、実動部隊の実行動とは連動させない。
- カ 緊急消防援助隊動態情報システムは、災害表示名「令和7年度近畿ブロック合同訓練(図上)」にログインし訓練を実施する。
- キ 進出中の実動部隊については、「令和7年度近畿ブロック合同訓練(実働)」を使用している。混同を防ぐため、図上訓練の支援情報掲示板は「静岡県」の掲示板を借用することとする。

(2) 実働連動訓練 25日(土) 12時00分～26日(日) 11時30分

- ア 図上訓練終了後、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部は、実行動する各府県大隊等の参集状況、投入先、配置を速やかに把握する。
- イ 消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部は、各府県大隊長等から災害現場の地点情報、災害状況等を動画や写真で送付させる等、画像伝送装置、緊急消防援助隊動態情報システムを有効に活用し情報共有に努める。
- ウ 消防応援活動調整本部及び指揮本部は、災害状況に応じて、指揮支援隊を災害現場へ派遣する等、緊急消防援助隊として、一体的な活動を実施する。
- エ 指揮支援本部長は、一つの現場に複数の府県大隊を配置する場合、統括する府県大隊長を指名する。また、長時間活動時には、府県大隊の入れ替えや部隊の入れ替えを考慮する。
- オ 訓練想定を終了は、各訓練会場の訓練運営管理担当者の指示によるものとする。

航空指揮本部及び航空指揮支援本部設置運営訓練実施要領（訓練No. ③）

1 主眼

航空指揮本部を中心とした航空部隊運用訓練を実施し、受援能力の強化及び航空指揮支援隊並びに管轄消防本部との連携活動能力の向上を図る。また、航空部隊受援計画に定める受援体制の確立、航空指揮本部及び航空指揮支援本部を中心とした効率的な部隊運用等について、計画の実効性を検証する。

2 想定

令和7年10月25日（土）9時00分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生。広陵町及び高取町において最大震度6強を観測。また、数日前からの大雨の影響もあり土砂風水害等の甚大な被害が発生している。

3 実施日時

令和7年10月25日（土）9時00分から17時00分まで

4 実施場所

ヘリベース

奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町2450番地）

【N34° 39' 23" E135° 53' 05" 】

5 参加機関

（1）航空指揮本部

奈良県防災航空隊

（2）航空指揮支援本部

岡山県消防防災航空隊

静岡県消防防災航空隊

6 実施内容

ヘリベース指揮者は、奈良県ヘリポートの奈良県防災航空隊事務所に航空指揮本部を立ち上げ、航空小隊の活動拠点であるヘリベースを設置し、航空機を用いた消防活動の指揮を執り訓練を行う。

航空指揮支援本部長はヘリベース指揮者を補佐し、ヘリベース指揮者の指揮を受け航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理する。

なお、航空指揮支援本部はヘリベースである奈良県ヘリポートに設置するものとする。

（1）図上訓練

消防応援活動調整本部、航空運用調整班及び各消防本部と連携した訓練とする。

ア 初動対応、情報収集活動

イ 緊急消防援助隊の受援体制の確立

ウ 航空指揮本部・航空指揮支援本部の設置

- エ 航空運航に関する事項
- オ 航空小隊の活動調整
- カ 活動拠点ヘリベースの運営
- キ 燃料補給体制の調整
- ク 消防応援活動調整本部、航空運用調整班との連絡調整
- ケ 航空小隊の活動に係る記録

(2) 部隊運用訓練

受入態勢完了後から訓練を開始し、部隊参集訓練、航空小隊への任務付与から活動報告までを実施する。

- ア ヘリベースの運営
- イ 部隊参集対応
- ウ 航空小隊への任務付与、部隊運用
- エ 航空小隊の活動に係る記録

7 訓練工程

(1) 図上訓練（9時00分～11時30分）

付与された情報をもとに部隊投入等を検討、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部との情報共有及び活動対応の図上訓練を実施する。

(2) 実動訓練（12時00分～17時00分）

ア 付与された情報をもとに部隊投入等を検討、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部との情報共有及び活動対応の実動訓練を実施する。

イ 事前に計画した部隊配置等により訓練を開始し、陸上部隊と連動した訓練を展開する。

8 共通事項

- (1) 航空指揮本部等の任務等については、航空部隊受援計画のとおりとする。
- (2) 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第26条に基づき、航空指揮支援隊長は活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部を設置し、航空指揮支援本部長を指名すること。
- (3) ヘリコプター動態管理システムを有効に活用した情報共有を実施すること。
- (4) 任務付与時は、任務の詳細情報、飛行経路、セパレーション、無線統制等の安全運航に関する情報を提供すること。
- (5) 奈良県防災航空隊は、航空部隊等の執務、待機等の体制を整備する。

指揮支援部隊輸送訓練実施要領（訓練 No. ④）

1 主眼

- (1) 奈良県防災航空隊と応援航空部隊の情報共有及び連絡体制の確立
- (2) 各指揮本部への指揮支援隊（部隊長）輸送航空小隊の受入体制の確認

2 想定

令和7年10月25日(土)9時00分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生。広陵町及び高取町において最大震度6強を観測。また、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生している。

3 実施日時

令和7年10月25日(土) 9時10分から消防応援活動調整本部（奈良県庁）及び指揮本部（奈良県広域消防組合消防本部）到着まで

4 実施場所

- (1) 統括指揮支援隊（長）輸送訓練
ヘリベース
奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町2450番地）
【N34° 39' 23" E135° 53' 05" 】
- (2) 指揮支援隊（長）輸送訓練
フォワードベース
橿原運動公園硬式野球場（奈良県橿原市雲梯町323-2）
【N34° 29' 41" E135° 46' 26" 】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

- (1) 京都市消防航空隊
- (2) 大阪市消防局航空隊
- (3) 神戸市消防局航空機動隊

6 実施内容

- (1) 統括指揮支援隊（長）輸送訓練
統括指揮支援隊（長）を京都市消防航空隊により奈良県ヘリポートまで空路輸送、奈良県ヘリポートから奈良県庁災害対策室まで被災地管轄消防により陸路輸送する。
- (2) 指揮支援隊（長）輸送訓練
指揮支援隊（長）を大阪市消防局航空隊及び神戸市消防局航空機動隊により橿原運動公園硬式野球場まで空路輸送、橿原運動公園硬式野球場から奈良県広域消防組合消防本部まで被災地管轄消防により陸路輸送する。
- (3) 情報連絡訓練
航空指揮本部は、総務省消防庁広域応援室とヘリコプター動態管理システムのグループ化に

について調整し、同システムを活用した「目的地の登録・送信」などの情報提供を行う。

(4) 地上安全管理

地上安全管理を実施する機関が事前に定める航空機着陸対応方法に基づき実施する。

7 共通事項

- (1) 活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 訓練実施中は、訓練スタッフの指示に従うものとする。
- (3) 天候不良等のため輸送先まで輸送できない場合、各指揮支援隊長等は車両により指揮本部に現地入りし、航空機による指揮支援部隊輸送訓練の中止の判断は、「航空部隊訓練実施計画 15 航空隊訓練の中止」のとおりとする。
- (4) 参加航空隊は、最終飛行決心を次の機関に連絡すること。

奈良県防災航空隊 : 0742-81-0399

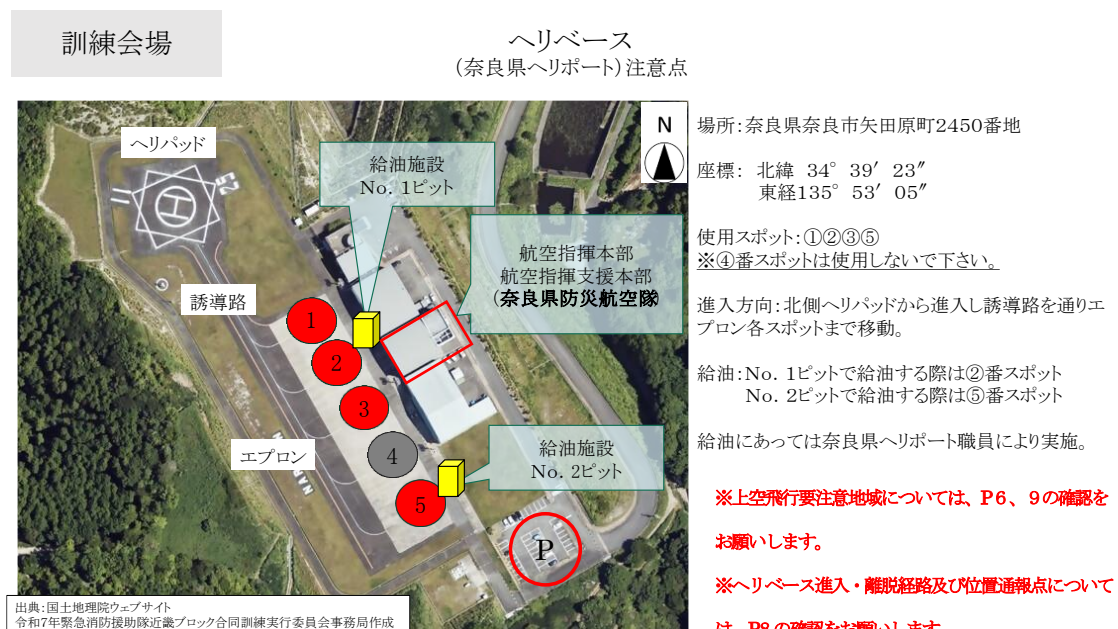
8 その他

訓練会場（橿原運動公園硬式野球場）へ進入、着陸する際は統制派3chFLで地上安全管理員（たかだ701）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入、着陸する。

民間訓練試験区域CK11-5内にあるため、区域内への進入離脱時は関西TCAとコンタクトすること。

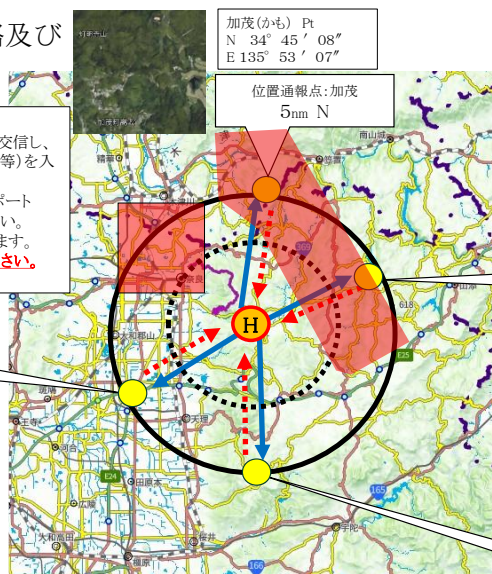
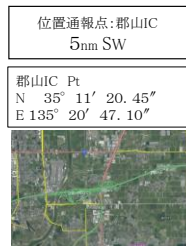
9 訓練現場図

(1) 奈良県ヘリポート（ヘリベース）



ヘリベース進入・離脱経路及び位置通報点

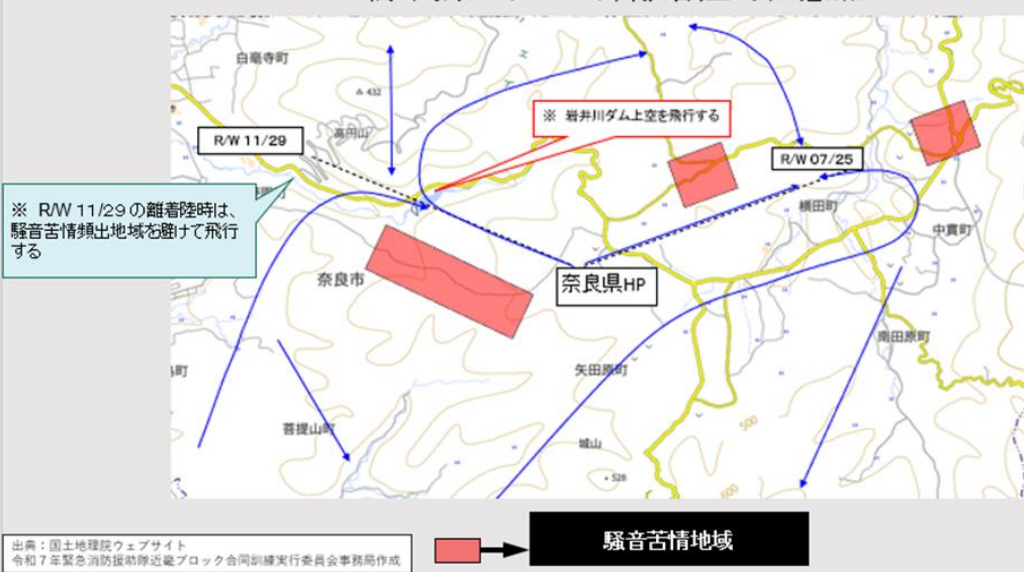
- ・5マイル圏(位置通報点)で、**ヘリベース**：「ほうさいならこうぐたい」と交信し、離着陸情報(風向、風速、QNH、駐機スポット等)を入力して下さい。
- ・3マイル圏内で、**ヘリベース**：「奈良県ヘリポートローカル」にて一方送信し、離着陸をして下さい。
- ・離着陸機が重なる場合は、出発機を優先します。
- ・**騒音苦情地域を避けて着陸(離陸)して下さい。**



出典: 国土地理院ウェブサイト
令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

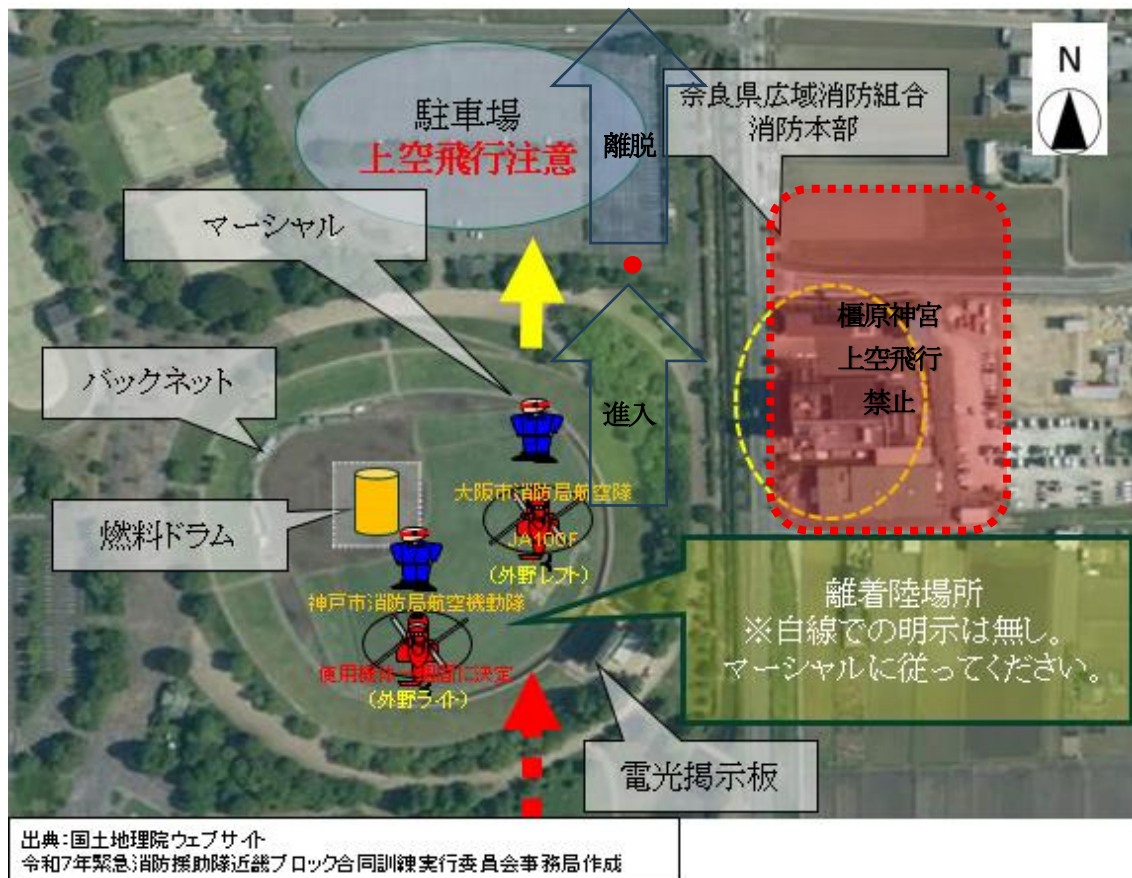
上空飛行禁止箇所

ヘリベース (奈良県ヘリポート)離着陸時注意点



出典: 国土地理院ウェブサイト
令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

(2) 橿原運動公園硬式野球場(フォワードベース)



陸上部隊参集訓練実施要領（訓練No.⑤）

1 主眼

- (1) 県内広域応援部隊、緊急消防援助隊の迅速な出動に繋がる被災地消防本部の情報伝達体制の構築及び受援力の強化を図る。
- (2) 出動の求め又は指示を受けた府県大隊等が、集結場所から指定された進出拠点へ迅速に出動することができる体制の構築を図る。
- (3) 出動途上及び被災地到着時の情報並びに消防応援活動調整本部等からの指示等について、緊急消防援助隊動態情報システム等を活用した情報共有及び連絡体制の強化を図る。

2 実施日時

令和7年10月25日（土）各統合機動部隊及び各府県大隊等の出動から進出拠点到着まで

3 実施場所（進出拠点）

- (1) ロート奈良鴻ノ池パークロートフィールド奈良外周道路（奈良市法蓮佐保山4丁目5-1）
- (2) 橿原運動公園駐車場（橿原市雲梯町323-2）
- (3) 上野公園（五條市上野町246番地）

※ 各統合機動部隊、各府県大隊及び安全管理部隊の進出拠点は、訓練当日に緊急消防援助隊動態情報システム等により付与する。

4 参加機関

- (1) 指揮支援部隊
 - ア 京都市消防局（統括指揮支援隊）
 - イ 大阪市消防局（指揮支援隊）
 - ウ 神戸市消防局（指揮支援隊）
- (2) 統合機動部隊
 - ア 三重県統合機動部隊
 - イ 京都府統合機動部隊
 - ウ 大阪府統合機動部隊
 - エ 和歌山県統合機動部隊
- (3) 府県大隊等
 - ア 福井県土砂・風水害機動支援部隊
 - イ 三重県大隊及び安全管理部隊
 - ウ 滋賀県大隊及び安全管理部隊
 - エ 京都府大隊及び安全管理部隊
 - オ 大阪府大隊及び安全管理部隊
 - カ 兵庫県大隊及び安全管理部隊
 - キ 和歌山県大隊及び安全管理部隊
 - ク 徳島県土砂・風水害機動支援部隊
- (4) 県内広域応援部隊

5 実施内容

(1) 指揮支援部隊

- ア 各府県応援等実施計画に定める方法（陸路又は空路）で進出するものとする。
- イ 事前に給油、休憩計画を立て、訓練後に事前計画との結果を照合し、事後検証を行うものとする。
- ウ 各隊は、次の時間に参集するものとする。（参集目安時間は進出拠点到着時間又は航空機着陸時間を示す。）

部隊名	手段	参集目安時間	出動先
京都市統括指揮支援隊	空路	9時25分頃	奈良県ヘリポート
	陸路	10時00分頃	奈良県庁
大阪市指揮支援隊	空路	10時00分頃	橿原運動公園硬式野球場
	陸路	10時10分頃	奈良県広域消防組合 消防本部
神戸市指揮支援隊	空路	10時05分頃	橿原運動公園硬式野球場
	陸路	10時15分頃	奈良県広域消防組合 消防本部

※空路による部隊訓練の詳細は「指揮支援部隊輸送訓練実施要領(訓練 No. ④)」に示す通りとする。

- エ 消防応援活動調整本部及び指揮支援隊との連絡については、緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を活用するものとする。
- オ 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第24条及び第25条に基づく各本部長及び大隊（部）隊長間で実施する指示事項及び連絡事項の伝達については、緊急消防援助隊動態情報システム及び各隊が保有する専用携帯電話にて行うこととする。
- カ 集結場所出発後、緊急消防援助隊動態情報システムにて、消防応援活動調整本部へ必要事項（現在地、部隊数、隊員数、進出拠点到着予定時刻等）を報告し、以後、適宜情報共有を図ること。
- キ 指揮支援（部）隊長は、指揮本部長又は消防応援活動調整本部責任者の下に向かい、活動の指示を受けること。

(2) 統合機動部隊

- ア 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」別表A 区分Ⅱの第1次出動都道府県隊である三重県、京都府、大阪府及び和歌山県の統合機動部隊は、各府県応援等実施計画に定める集結場所に集結し、指定された進出拠点（出動途上に進出拠点を指示）へ出動する。
- イ 事前に給油、休憩計画を立て、訓練後に事前計画との結果を照合し、事後検証を行うものとする。
- ウ 各統合機動部隊は、指定された進出拠点へ出動する。（参集目安時間は進出拠点到着時間を示す。）

部隊名	参集目安時間	指定進出経路	進出拠点
三重県統合機動部隊	12時45分頃	名阪国道	橿原運動公園
京都府統合機動部隊	12時15分頃	なし	ロート奈良鴻池パーク
大阪府統合機動部隊	12時15分頃	南阪奈道路	橿原運動公園

和歌山県統合機動部隊	12時15分頃	京奈和自動車道	上野公園
------------	---------	---------	------

エ 消防応援活動調整本部及び指揮支援隊との連絡については、緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を活用するものとする。

オ 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第24条及び第25条に基づく各本部長及び大隊（部）隊長間で実施する指示事項及び連絡事項の伝達については、緊急消防援助隊動態情報システム及び各隊が保有する専用携帯電話にて行うこととする。

カ 集結場所出発後、緊急消防援助隊動態情報システムにて、消防応援活動調整本部へ必要事項（現在地、部隊数、隊員数、進出拠点到着予定時刻等）を報告し、以後、適宜情報共有を図ること。

キ 統合機動部隊指揮隊は、指揮本部長又は進出拠点責任者の下に向かい、部隊参集受付簿（別添）に必要事項を記載し、提出すること。

ク 指揮本部長又は進出拠点責任者に到着報告を行い、活動指示（活動指示書の手交）及び説明を受けるものとする。

(3) 府県大隊等

ア 各府県大隊長及び安全管理部隊長は、各府県応援等実施計画に定める集結場所に各府県大隊及び安全管理部隊を集結させた後、指定された進出拠点へ出動する。

イ 事前に給油、休憩計画を立て、訓練後に事前計画との結果を照合し、事後検証を行うものとする。

ウ 府県大隊等は、次に掲げる時間に参集するものとする。

府県大隊名	参集目安時間	指定進出経路	進出拠点
福井県土砂・風水害機動支援部隊	13時45分頃	京奈和自動車道	ロート奈良鴻池パーク
三重県大隊及び安全管理部隊	13時15分頃	名阪国道	橿原運動公園
滋賀県大隊及び安全管理部隊	13時30分頃	京奈和自動車道	ロート奈良鴻池パーク
京都府大隊及び安全管理部隊	13時00分頃	なし	ロート奈良鴻池パーク
大阪府大隊及び安全管理部隊	13時00分頃	南阪奈道路	橿原運動公園
兵庫県大隊及び安全管理部隊	13時30分頃	南阪奈道路	橿原運動公園
和歌山県大隊及び安全管理部隊	13時00分頃	京奈和自動車道	上野公園
徳島県土砂・風水害機動支援部隊	13時30分頃	京奈和自動車道	上野公園

エ 消防応援活動調整本部及び指揮支援隊との連絡については、緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を活用するものとする。

オ 「緊急消防援助隊運用に関する要綱」第24条及び第25条に基づく各本部長及び大隊（部）隊長間で実施する指示事項及び連絡事項の伝達については、緊急消防援助隊動態情報システム及び各隊が保有する専用携帯電話にて行うこととする。

カ 集結場所出発後、緊急消防援助隊動態情報システムにて、消防応援活動調整本部へ必要事項（現在地、部隊数、隊員数、進出拠点到着予定時刻等）を報告し、以後、適宜情報共有を図ること。

キ 進出拠点に到着後、各進出拠点責任者へ到着報告を行い、府県大隊参集受付簿（別添）に必要事項を記載し、提出すること。

ク 各進出拠点責任者より、活動指示（活動指示書の手交）を受けること。

6 その他

(1) 参集目安時間について

参集目安時間については、道路の渋滞緩和を目的として設定したものであるため、各府県統合機動部隊及び各府県大隊等は、参集目安時間に到着後も出動途上とみなすものとし、詳細な状況説明等については、訓練当日、進出拠点に配置の訓練要員により現示をする。

(2) 緊急消防援助隊動態情報システムの入力要領について

消防応援活動調整本部及び指揮本部等の運営訓練（図上訓練）は、実動部隊と連動していないため、使用する緊急消防援助隊動態情報システムについては、図上訓練と実動訓練を別々で管理するため、各府県統合機動部隊および各府県大隊等は、同システムの災害名「令和7年度近畿ブロック合同訓練（実働）」でログインし、情報入力すること。

航空指揮支援隊・航空後方支援隊・航空小隊参集訓練実施要領（訓練No. ⑥）

1 主眼

- (1) 奈良県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に基づいた円滑な部隊受け入れ体制の確立
- (2) ヘリコプター動態管理システム等を活用した効果的な情報提供及び共有
- (3) 部隊参集にかかる受援、応援体制の確認及び検証

2 実施日時

令和7年10月25日（土） 9時00分～17時00分

令和7年10月26日（日） 8時30分～11時30分

3 想定

令和7年10月25日9時00分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生。広陵町及び高取町において最大震度6強を観測。また、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生している。

4 実施場所

ヘリベース

奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町2450番地）

【N34° 39' 23" E135° 53' 05"】

フォワードベース

橿原運動公園硬式野球場（奈良県橿原市雲梯町323-2）

【N34° 29' 41" E135° 46' 26"】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

- (1) 航空指揮支援隊
岡山県消防防災航空隊（ヘリベース）
- (2) 航空後方支援隊
静岡県消防防災航空隊（フォワードベース）
- (3) 航空小隊
 - ア 10月25日（土）
 - (ア) 徳島県消防防災航空隊
 - (イ) 滋賀県防災航空隊
 - (ウ) 兵庫県消防防災航空隊
 - イ 10月26日（日）
 - (ア) 三重県防災航空隊
 - (イ) 福井県防災航空隊

6 機関別参集時間

(1) 航空指揮支援隊参集時間

岡山県消防防災航空隊及び、静岡県消防防災航空隊はヘリベースに、車両により陸路で10月25日(土)10時00分までに参集すること。参集経路、資機材は隊の判断に任せる。駐車場にあっては【別図1】を参照。

(2) 航空小隊別参集時間

各航空隊は、航空機により空路でヘリベース(奈良県ヘリポート)へ次に示す時間に参集する。

10月25日(土)

参集時間	航空小隊名	駐機スポット
12時20分	徳島県消防防災航空隊	5番スポット
12時55分	滋賀県防災航空隊	1番スポット
14時20分	兵庫県消防防災航空隊	3番スポット

10月26日(日)

参集時間	航空小隊名	駐機スポット
8時50分	三重県防災航空隊	1番スポット
9時45分	福井県防災航空隊	3番スポット

7 実施内容

(1) 情報連絡訓練

航空指揮本部は、総務省消防庁広域応援室航空企画係とヘリコプター動態管理システムのグループ化について調整し、同システムを活用した「目的地の登録・送信」などの情報提供を行う。

(2) 参集報告

ア ヘリベース指揮者は、航空部隊がヘリベースに到着した後、航空部隊受援計画の別記様式3「緊急消防援助隊航空隊等受入一覧表」により受け入れを行うこと。

イ 航空小隊長は、ヘリベース到着後、ヘリベース指揮者に対して参集完了報告を行うこと。

(3) ヘリベース運営訓練

ア ヘリベースの離着陸体制

「令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練航空部隊実施計画12共通事項(5)ヘリベースの離着陸体制」のとおり。

イ ヘリベース及び駐機場所のレイアウトは9訓練現場図のとおり。

8 共通事項

(1) 活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。

(2) 各航空小隊は、参集前に航空部隊受援計画の別記様式2「緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX」を奈良県防災航空隊へ送付すること。

(3) 天候不良等のため輸送先まで輸送できない場合、各指揮支援隊長等は車両により指揮本部に現地入りし、航空機による指揮支援隊輸送訓練の中止の判断は、「航空部門実施計画15航空隊訓練の中止」のとおりとする。

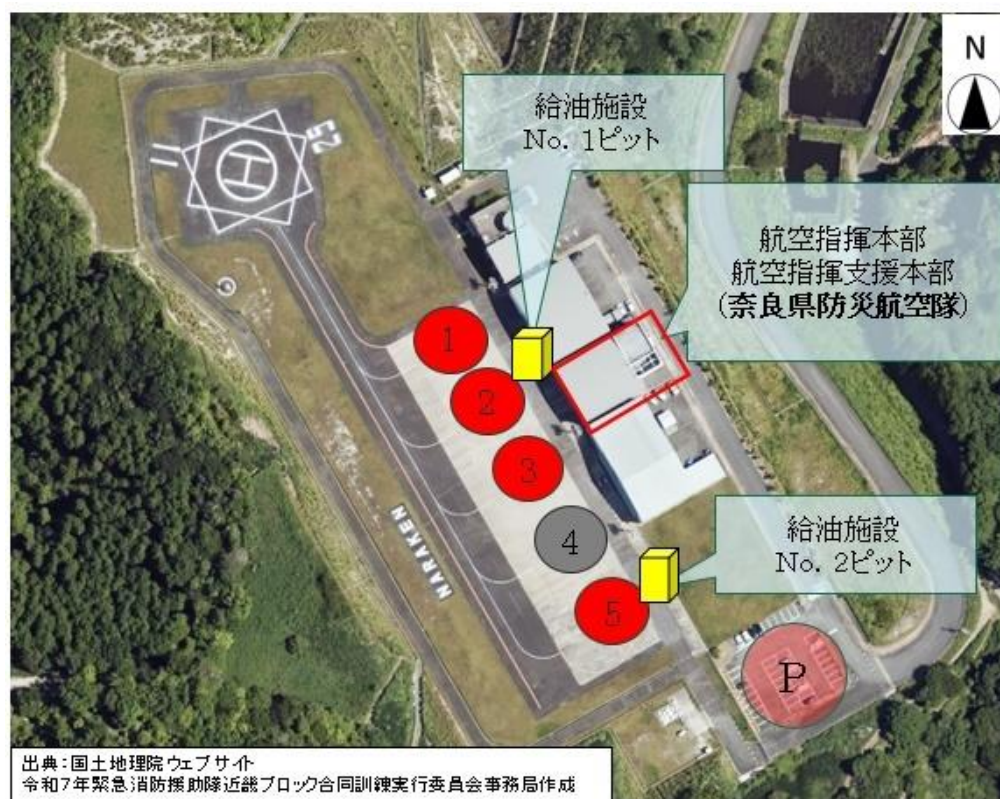
(4) 参加航空隊は、最終飛行決心を次の機関に連絡すること。

奈良県防災航空隊 : 0742-81-0399

(5) 民間訓練試験区域CK11-5内にあるため、区域内への進入離脱時は関西TCAとコンタクトすること。

9 訓練現場図

(1) 奈良県ヘリポート (ヘリベース)



・ヘリベース進入・離脱経路及び位置通報点

- ・5マイル圏(位置通報点)で、**「ぼうさいならこううたい」**と交信し、離着陸情報(風向、風速、QNH、駐機スポット等)を入手する。
- ・3マイル圏内で、**奈良県ヘリポート**ローカルにて一方送信し、離着陸をする。
- ・離着陸機が重なる場合は、出発機を優先します。
- ・**騒音苦情地域**を避けて着陸(離陸)して下さい

位置通報点:郡山IC
5nm SW

郡山IC Pt
35° 11' 20.45"N
135° 20' 47.10"E



加茂(かも) Pt
34° 45' 08"N
135° 53' 07"E

位置通報点:加茂
5nm N



布目ダム Pt
34° 42' 04"N
135° 58' 52"E

位置通報点:布目
5nm NE

桜井市笠 Pt
34° 33' 49"N
135° 53' 37"E



位置通報点:桜井市 笠
5nm S

出典:国土地理院ウェブサイト

令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

東大寺及び騒音苦情地域

上空飛行禁止箇所

ヘリベース (奈良県ヘリポート) 離着陸時注意点

※ R/W 11/29の離着陸時は、騒音苦情頻出地域を避けて飛行する



出典:国土地理院ウェブサイト

令和7年緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局作成

騒音苦情地域

航空部隊情報収集訓練実施要領（訓練No. ⑦）

1 主眼

- (1) 奈良県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に基づき、航空機による情報収集活動の実施と検証
- (2) 災害状況の早期把握及び関係機関との情報共有
- (3) 映像配信要領（LASCOM衛星配信）及び各機関での視聴要領の検証

2 想定

令和7年10月25日(土)9時00分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生。広陵町及び高取町において最大震度6強を観測。また、数日前からの大雨の影響もあり土砂風水害等の甚大な被害が発生している。

3 実施日時

令和7年10月25日(土) 9時30分～10時15分

4 実施場所

- (1) ヘリベース
奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町2450番地）
【N34° 39' 23" E135° 53' 05"】
- (2) 奈良県天理市上空
【N34° 35' 12" E135° 52' 17"】※民間訓練試験区域CK11-3内
- (3) 奈良県第二浄化センター（奈良県北葛城郡広陵町萱野460）
【N34° 34' 39" E135° 44' 59"】※民間訓練試験区域CK11-3内
- (4) 高取バイパス（奈良県高市郡高取町）
【N34° 26' 24" E135° 47' 16"】※民間訓練試験区域CK11-5内
- (5) たかとり健幸の森公園（奈良県高市郡高取町）
【N34° 25' 53" E135° 46' 42"】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

奈良県防災航空隊

6 実施内容

次の事項を重点事項に情報収集及び映像配信を実施する。

- (1) 孤立被害、要救助者の状況
- (2) 建物損壊状況、避難住民の動向
- (3) 土砂崩れ、道路、高速道路、鉄道等主要交通網の状況（被害状況、交通渋滞等）
- (4) 場外離着陸場の状況
- (5) その他特異な状況
- (6) 飛行経路は、奈良県ヘリポート～天理市上空（ヘリテレ伝送開始）～メイン会場（奈良県第二浄化センター）～サブ会場②（高取バイパス）～サブ会場①（たかとり健幸の森公園）～メ

イン会場（奈良県第二浄化センター）～奈良県ヘリポートとする。

7 視聴機関及び視聴方法

(1) 奈良県庁

リコプター伝送システム及びL A S C O Mによる衛星映像配信

(2) 航空指揮本部

リコプター伝送システム及びL A S C O Mによる衛星映像配信

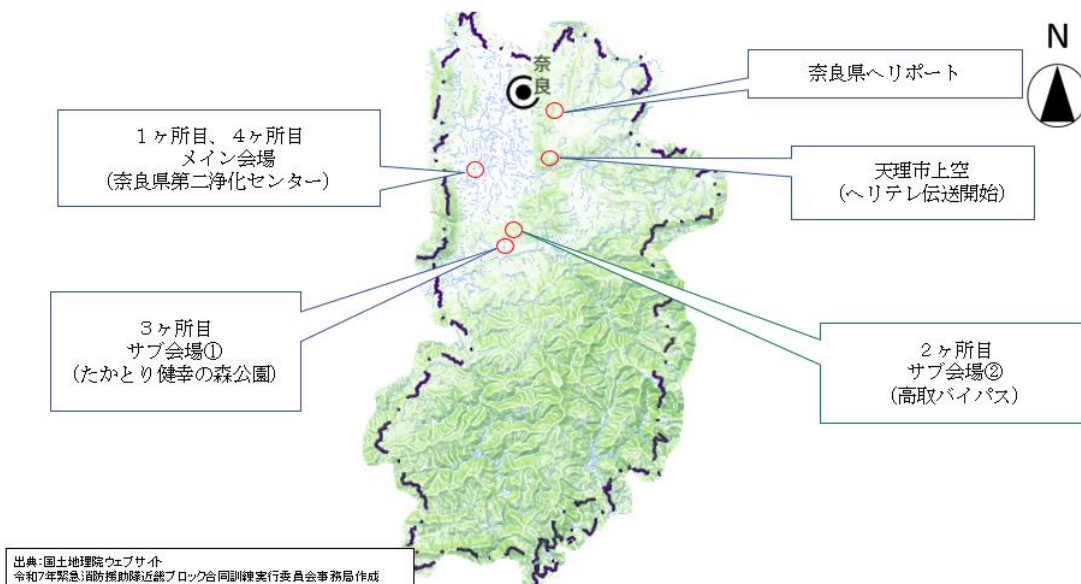
8 共通事項

図上訓練との関係については、以下のとおり。

- (1) 本訓練は図上訓練と同時に実施し、機体搭乗員はヘリベース指揮者の指示により編成し活動する。
- (2) 各実動部隊は、情報収集活動中及び終了後にヘリベース指揮者に対し、被害状況等を報告する。
- (3) ヘリベース指揮者は、情報収集活動結果を取りまとめ、消防応援活動調整本部に報告する。
- (4) 民間訓練試験区域C K 1 1 - 3 及び 1 1 - 5 内への進入離脱時は関西T C A とコンタクトすること。

9 訓練現場図

(1) 全体図



情報収集・共有・伝達訓練実施要領（訓練No. ⑧）

1 主眼

- (1) 情報収集航空小隊の早期投入による被害情報の把握及び映像送信
- (2) 情報収集活動用ドローンによる被害状況の把握及び映像送信
- (3) 通信支援小隊（無線中継車）の現場映像送信による情報共有
- (4) 映像送受信時の連絡体制の確立
- (5) 送信された映像を用いた活動調整及び部隊運用
- (6) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

2 実施日時

令和7年10月25日（土）活動隊到着から18時00分まで

3 実施場所

- (1) 総務省消防庁
- (2) 奈良県庁（奈良県災害対策本部、消防応援活動調整本部）
- (3) 奈良県広域消防組合消防本部
- (4) 各訓練会場

4 参加機関

- (1) 総務省消防庁
- (2) 奈良県
- (3) 奈良県警察本部
- (4) 緊急消防援助隊統合機動部隊
- (5) 緊急消防援助隊府県大隊
- (6) 緊急消防援助隊各部隊
- (7) 奈良県広域消防組合消防本部

5 実施内容

- (1) 航空小隊による情報収集
- (2) ヘリテレを活用した上空映像送信
- (3) 通信支援小隊（無線中継車）による現場映像送信による情報共有
- (4) 情報収集活動用ドローンによる災害現場の全容把握及び映像送信
- (5) 緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報共有

6 地域衛星通信ネットワークによる映像送信要領

- (1) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時間は次のとおりとし、該当する航空小隊及び通信支援小隊は、割り当てられた時間帯に映像送信を行うものとする。

ア ヘリテレ（奈良県防災ヘリ「やまと２０００」）映像送信計画

ヘリテレ（２５日）			
実施場所	映像伝送時間	ヘリテレ制御 チャンネル	LASCOM 配信チャンネル
広陵町エリア	９：４５～１０：００	３ｃｈ	当日周知
高取町エリア	１０：１５～１０：３０	３ｃｈ	当日周知

※奈良県広域消防組合通信指令課にてヘリテレからの映像を３ｃｈで受信し、LASCOM配信で再配信するものとする。

イ 通信支援小隊による現場映像送信計画

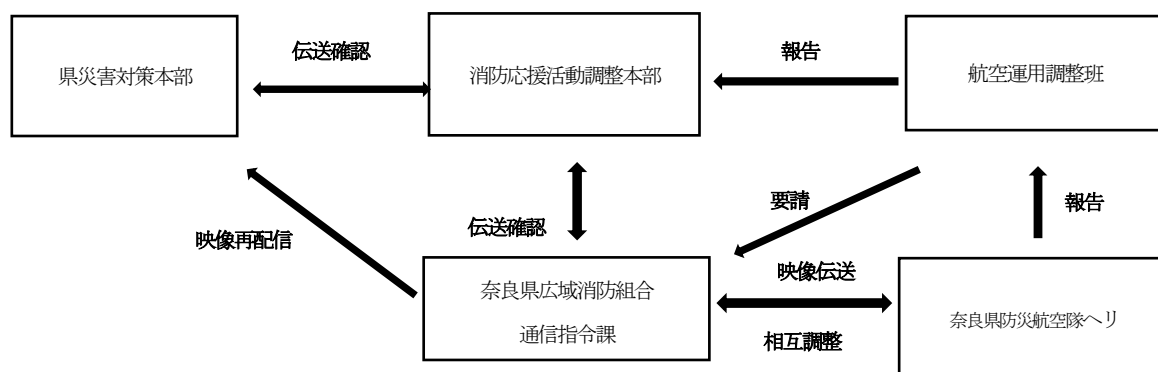
通信支援小隊（２５日）			
小隊	映像伝送時間	配信ｃｈ	備考
大阪市	１４：４５～１５：４５	当日周知	
和歌山市	１６：００～１７：００	当日周知	
通信支援小隊（２６日）			
小隊	映像伝送時間	配信ｃｈ	備考
姫路市	１０：００～１１：００	当日周知	

※各部隊は当日活動する場所において現場映像伝送を行うこと。

- (2) 通信支援小隊等は、割り当てられた時間までに、資機材等の準備を行い、リモートUATを実施しておくこと。
- (3) 奈良県災害対策本部、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部は送信された映像を受信し、必要な情報を得るものとする。なお、映像の送受信の確認等については後述の連絡体系図をもとに、意思疎通を図ること。連絡については緊急消防援助隊動態情報システム及び訓練当日に示す電話番号を活用するものとする。

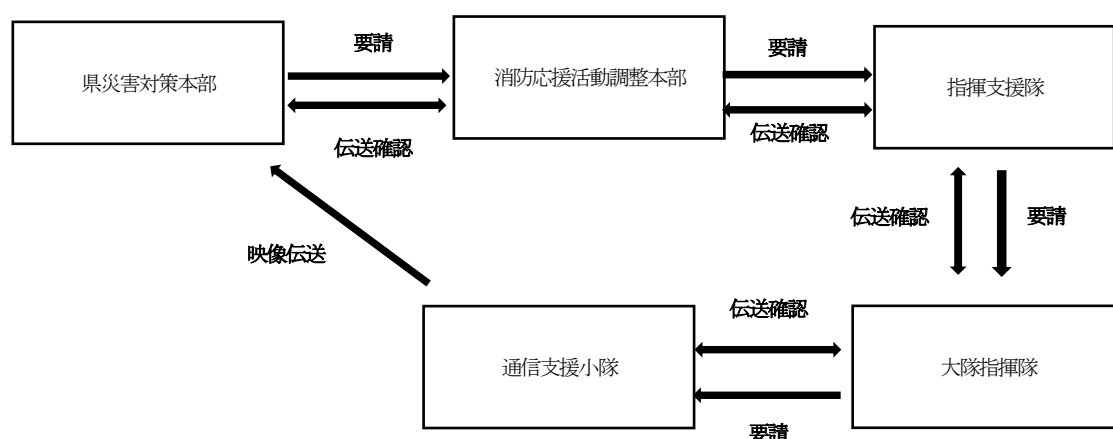
ア ヘリテレ

発災後情報収集活動のためヘリがフライト、航空運用調整班を通して消防応援活動調整本部、奈良県広域消防組合通信指令課に映像送信を行う旨を報告する。（航空運用調整班が編成されていない場合は消防応援活動調整本部に報告を行う。）



イ 通信支援小隊

通信支援小隊による現場映像送信計画を基に奈良県災害対策本部（２日目にあつては消防応援活動調整本部）から各現場映像の配信の要請を行う。奈良県災害対策本部又は消防応援活動調整本部は計画時刻に映像受信ができるよう要請を行うこと。



- (4) 地域衛星通信ネットワークによる映像送信時は、原則として送信画面に次の情報を付加すること。

ア 送信隊名(例) 「〇〇部隊 〇〇消防本部(局) 無線中継車」 「〇〇県防災ヘリコプター」
イ 映像種別(例) 「ライブ映像」 「録画映像」

7 情報収集活動用ドローンによる情報収集及び映像送信要領

- (1) 情報収集活動用ドローンの飛行可能時間は次のとおりとし、情報収集活動用ドローンを使用する隊は、現場を指揮する府県大隊長等と協議し、飛行時間を調整の上、映像送信を行うものとする。

実施場所	飛行時間
広陵町エリア	活動場所到着～17:30
高取町エリア	活動場所到着～17:30

- (2) 同一訓練会場内におけるドローンの同時飛行については、消防機関及び関係機関で綿密に調整し、事故防止等に努めること。
(3) 情報収集活動用ドローン映像の情報共有方法は別に定める。

8 その他

- (1) 地域衛星通信ネットワークへの映像伝送サービス利用予約申込については、訓練参加機関について事前に申請すること。
(2) 現場を指揮する府県大隊長は、映像送信の開始又は終了する場合において、その旨を担当する指揮支援本部に連絡すること。
(3) ハイスペックドローン（作成したオルソ画像を含む。）、デジタルカメラ、携帯電話等で

撮影した静止画像は、必要に応じて緊急消防援助隊動態情報システムにアップロードすること。

大規模地震に係る各種救出救助及び消火訓練実施要領（訓練No. ⑨） 〈広陵町エリア〉

1 主眼

- （１）統合機動部隊による初動情報収集活動及び府県大隊との情報共有
- （２）広範囲に及ぶ被災地域における活動場所の優先順位付け
- （３）複数府県大隊による活動における指揮命令系統の明確化
- （４）指揮支援隊長の管理及び安全管理部隊による安全管理を徹底した活動
- （５）救急特別編成部隊を編成した救急活動

2 想定

地震の影響で、北葛城郡広陵町内において複数災害により多数の負傷者が発生している。

3 実施日時

- （１）令和7年10月25日（土）活動隊到着から18時00分
- （２）令和7年10月26日（日）8時30分から11時30分

4 実施場所

奈良県第二浄化センタースポーツ広場（北葛城郡広陵町萱野100-1）

5 参加機関

- （１）緊急消防援助隊府県統合機動部隊
- （２）緊急消防援助隊府県大隊
- （３）緊急消防援助隊府県安全管理部隊
- （４）緊急消防援助隊航空小隊
- （５）奈良県警察本部

6 実施内容

- （１）被害状況の把握と情報伝達
- （２）重機等を用いた道路啓開訓練
- （３）各種救出救助訓練
- （４）火災防御訓練
- （５）多数傷病者対応訓練
- （６）航空小隊と連携した救出救助訓練

7 活動要領

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- （３）救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関へ搬送することとし「要救助者（傷病者）の対応統一事項」に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。

- (4) 訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- (5) 活動の安全性及び効率性等を検証するため、訓練検証員を配置する。訓練終了後（17時30分以降）は、訓練検証員から活動部隊へ検証結果等をフィードバックする。
- (6) 後方支援活動訓練会場への移動については、訓練スタッフの指示後、各府県大隊長の指揮により移動するものとする。

大規模地震に係る各種救出救助及び消火訓練実施要領（訓練No. ⑩）

〈高取町エリア〉

1 主眼

- (1) 統合機動部隊による初動情報収集活動及び府県大隊との情報共有
- (2) 広範囲に及ぶ被災地域における活動場所の優先順位付け
- (3) 複数府県大隊による活動における指揮命令系統の明確化
- (4) 指揮支援隊長の管理及び安全管理部隊による安全管理を徹底した活動
- (5) 救急特別編成部隊を編成した救急活動

2 想定

地震の影響で、高市郡高取町内において複数災害により多数の負傷者が発生及び周辺の山林において火災が発生している。

3 実施日時

- (1) 令和7年10月25日（土）活動隊到着から18時00分
- (2) 令和7年10月26日（日）8時30分から12時00分

4 実施場所

たかとり健幸の森公園及び高取バイパス（高市郡高取町羽内）

5 参加機関

- (1) 緊急消防援助隊府県統合機動部隊
- (2) 緊急消防援助隊府県大隊
- (3) 緊急消防援助隊府県安全管理部隊
- (4) 堺市消防局エネルギー・産業基盤災害即応部隊
- (5) 緊急消防援助隊航空小隊
- (6) 奈良県内消防本部
- (7) 陸上自衛隊第4施設団第7施設群

6 実施内容

- (1) 被害状況の把握と情報伝達
- (2) 重機等を用いた道路啓開訓練
- (3) 各種救出救助訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 多数傷病者対応訓練
- (6) 航空小隊と連携した救出救助訓練

7 活動要領

- (1) 活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。

- (2) 訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- (3) 救急隊による要救助者等の搬送は、現場において示す仮想医療機関へ搬送することとし「要救助者（傷病者）の対応統一事項」に定めるとおり要救助者等を引き継ぐこと。
- (4) 訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関へ搬送し引き継いだ時点又は指揮支援本部等の指示によるものとする。
- (5) 活動の安全性及び効率性等を検証するため、訓練検証員を配置する。訓練終了後（17時30分以降）は、訓練検証員から活動部隊へ検証結果等をフィードバックする。
- (6) 後方支援活動訓練会場への移動については、訓練スタッフの指示後、各府県大隊長の指揮により移動するものとする。

合同救護所運営訓練実施要領（訓練No. ⑪）

1 主眼

- （１）合同救護所の運営
- （２）負傷者への適切な救護活動
- （３）円滑な航空機による広域搬送及びDMA Tとの連携
- （４）傷病者情報の集約及び情報共有

2 想定

中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生し、奈良県北葛城郡広陵町、高市郡高取町において最大震度６強が観測され、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生し、医療調整本部の指示により合同救護所が設置された。

3 実施日時

令和７年１０月２５日（土）活動隊到着から１８時００分まで

4 実施場所

- （１）広陵町会場（奈良県第二浄化センター）
- （２）高取町会場（たかとり健幸の森公園及び高取バイパス）

5 参加機関

- （１）緊急消防援助隊統合機動部隊
- （２）緊急消防援助隊府県大隊
- （３）奈良DMA T

6 実施内容

- （１）合同救護所の設置及び運営
- （２）災害現場からの負傷者の受入れ及び救護活動
- （３）DMA Tとの情報共有及び連携
- （４）救急特別編成部隊の編成及び指揮命令系統の確立

7 活動要領

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）訓練実施中は訓練スタッフ、訓練現示シート、安全管理員の指示に従うこと。
- （３）救急隊による要救助者等の搬送は、現場に設定された合同救護所へ搬送することとし、「要救助者（傷病者）の対応統一事項」に定めるとおりとする。
- （４）要救助者等を合同救護所へ搬送したのち、DMA Tと連携し傷病程度を判断したうえで、仮想医療機関への搬送、又は航空機による広域搬送のために設けられた場外離着陸場へ搬送すること。
- （５）訓練の終了は、要救助者等全員を仮想医療機関へ搬送、又は航空機に引き継いだ時点、若し

くは指揮支援本部等の指示によるものとする。

- (6) 活動の安全性及び効率性等を検証するため、訓練検証員を配置する。訓練終了後（17時30分以降）は、訓練検証員から活動部隊へ検証結果等をフィードバックする。
- (7) 後方支援活動訓練会場への移動については、訓練スタッフの指示後、各府県大隊長の指揮により移動するものとする。

8 DMATとの連携

- (1) 奈良DMAT設置運営要綱等に基づき活動する。
- (2) DMATは、1チーム4名（医師1名、看護師2名、事務調整員1）で編成される。
- (3) DMATのチームが複数ある場合は、代表者と活動の調整を図ること。
- (4) DMATは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS：イーミス）を活用して、被災地域の医療情報を把握する。

航空部隊橋梁多重事故現場救出救助訓練実施要領（訓練No. ⑫）

1 主眼

- （１）関係機関との連携及び情報共有
- （２）地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

2 想定

地震によりバイパス横の斜面が崩れ倒木が発生し、走行中の車両が下敷きとなり、車両数十台が多重衝突し、多数の要救助者が発生している。

3 実施日時

令和7年10月25日（土） 14時20分～16時50分

4 実施場所

（１）訓練会場

高取バイパス（奈良県高市郡高取町）

【N34° 26′ 24″ E135° 47′ 16″】※民間訓練試験区域CK11-5内

（２）要救助者引継ぎ場所

フォワードベース

橿原運動公園硬式野球場（奈良県橿原市雲梯町323-2）

【N34° 29′ 41″ E135° 46′ 26″】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

兵庫県消防防災航空隊

6 実施内容

大規模地震による災害で陸上部隊により救出された要救助者を揚収救助する。

7 共通事項

- （１）活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- （２）活動指示及び安全運航上必要な事項は、航空部隊受援計画の別記様式4を用いて、ヘリベース指揮者から任務付与する。
- （３）民間訓練試験区域CK11-5内にあるため、区域内への進入離脱時は関西TCAとコンタクトすること。

8 その他

- （１）フォワードベース東側の飛行禁止区域（橿原神宮）に注意し飛行すること。また、進入は南側方向からとし統制波3chFLで地上安全管理員（こうくうなら3）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入する。

- (2) 訓練会場（高取バイパス）への進入は、統制波3chFLで地上安全管理員（おおよど安全管理）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入開始する。その後、統制波3chFLで連携地上隊（コール名当日付与）と無線交信を行い、要救助者情報等を入手すること。
- (3) フォワードベースで要救助者を地上安全管理員に引継いだ後に、燃料給油及び活動報告を実施する。

9 訓練現場図

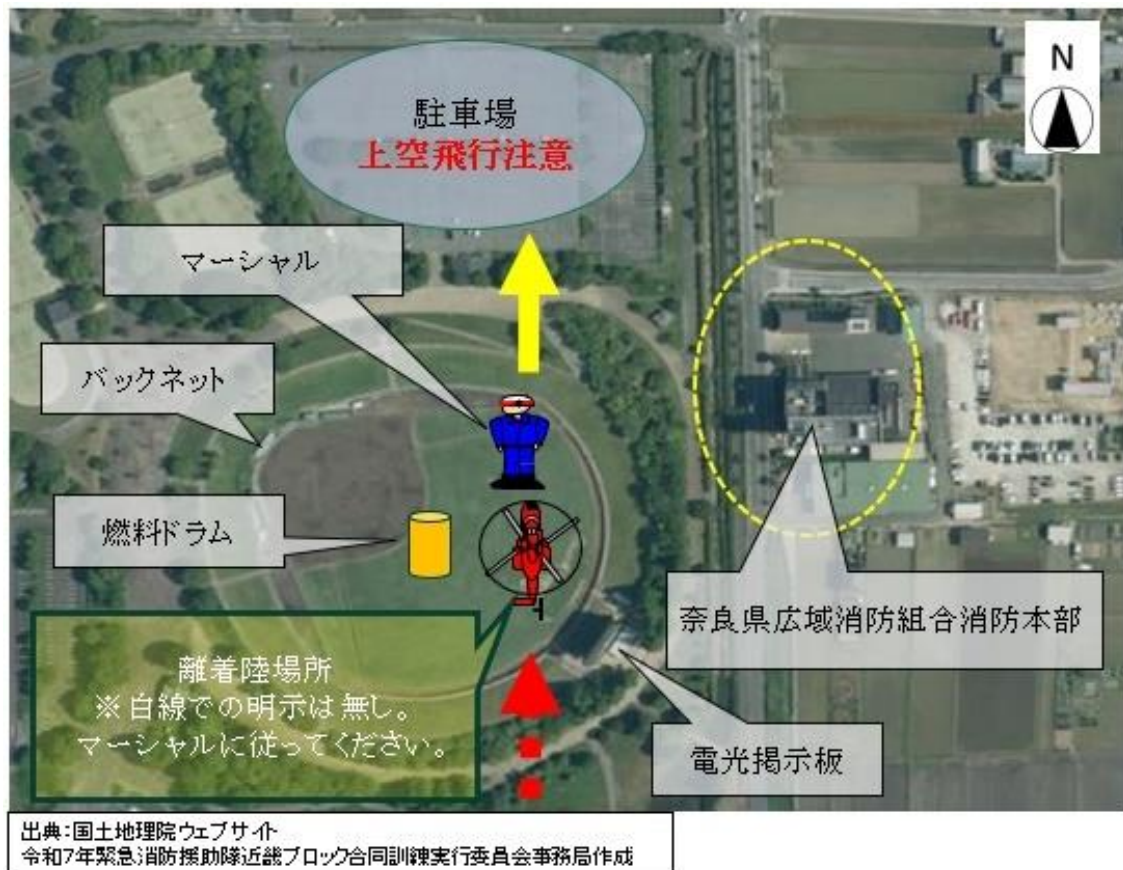
(1) 全体図



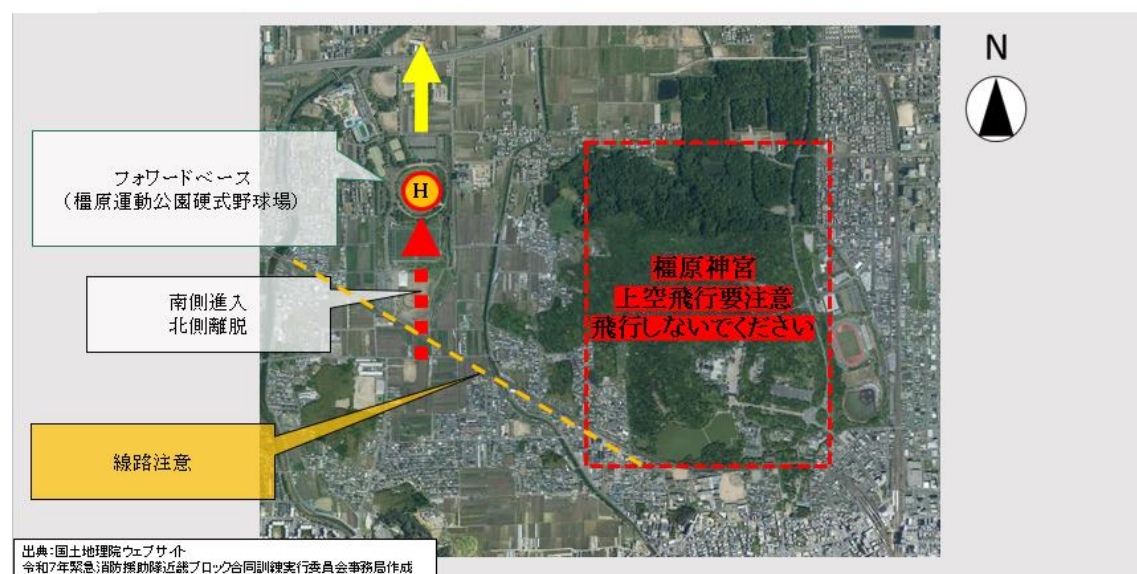
(2) 高取バイパス



(3) 橿原運動公園硬式野球場(フォワードベース)



上空飛行要注意箇所
フォワードベース(橿原運動公園硬式野球場)東側0.5マイル橿原神宮



航空部隊大規模土砂崩落現場救出救助訓練実施要領（訓練No. ⑬）

1 主眼

- (1) 関係機関との連携及び情報共有
- (2) 地上隊から航空機の活動統制を行い、安全な航空体制の構築

2 想定

数日前から降り続く大雨及び大規模地震の影響により高取町で甚大な被害が発生しているもので大規模土砂崩落により複数の要救助者を確認する。

3 実施日時

令和7年10月25日（土） 12時20分～15時30分

4 実施場所

- (1) 訓練会場【別図1、2】

たかとり健幸の森公園（奈良県高市郡高取町）

【N34° 25′ 55″ E135° 46′ 44″】※民間訓練試験区域CK11-5内

- (2) 要救助者引継ぎ場所

ヘリベース

奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町2450番地）

【N34° 39′ 23″ E135° 53′ 05″】

フォワードベース

橿原運動公園硬式野球場（奈良県橿原市雲梯町323-2）

【N34° 29′ 41″ E135° 46′ 26″】※民間訓練試験区域CK11-5内

5 参加機関

徳島県消防防災航空隊（フォワードベースで要救助者引継ぎ）

滋賀県防災航空隊（ヘリベースで要救助者引継ぎ）

6 実施内容

大規模地震による災害で陸上部隊により救出された要救助者を揚収救助し、ヘリベース及びフォワードベースへ搬送し要救助者を引き継ぐ。

7 共通事項

- (1) 活動については「訓練全般に係る統一事項」に定めるとおりとする。
- (2) 活動指示及び安全運航上必要な事項は、航空部隊受援計画の別記様式4を用いて、ヘリベース指揮者から任務付与する。
- (3) 民間訓練試験区域CK11-5内にあるため、区域内への進入離脱時は関西TCAとコンタクトすること。

8 その他

- (1) 訓練会場（たかとり健幸の森公園）への進入は、統制波 3 c h F L で地上安全管理員（よしの安全管理）と無線交信を行い、安全管理状況を確認した後、進入開始する。
- (2) 徳島県消防防災航空隊はフォワードベースで要救助者を地上安全管理員に引継いだ後に、燃料給油及び活動報告を実施する。
- (3) 滋賀県防災航空隊はヘリベースで要救助者を地上航空隊員に引継いだ後に、燃料給油及び活動報告を実施する。

9 訓練現場図

(1) 全体図



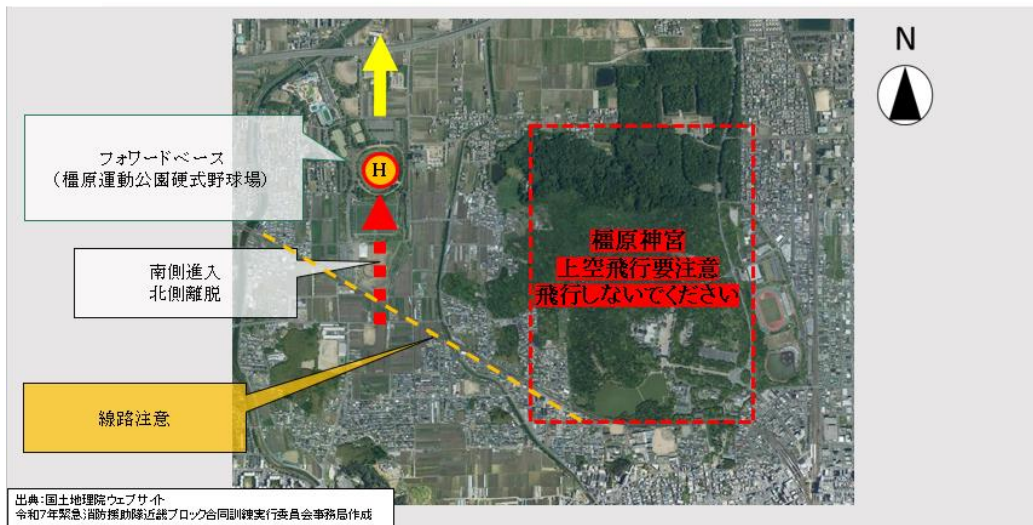
(2) たかとり健幸の森公園



(3) 橿原運動公園硬式野球場(フォワードベース)



上空飛行要注意箇所
 フォワードベース(榎原運動公園硬式野球場)東側0.5マイル榎原神宮



後方支援活動訓練実施要領（訓練No. ⑭）

1 主眼

- （１）拠点機能形成車等の消防庁無償使用車両等を活用した後方支援活動訓練の実施
- （２）府県単位で共同の調理器具を使用及び食事メニューの統一等、一体的かつ効率的な後方支援活動の実施
- （３）限られたスペースにおける効率的かつ効果的な配置の検討
- （４）後方支援活動を通して、マニュアル等の作成又は内容の検証を実施
- （５）各府県大隊における自己完結能力の向上
- （６）近畿ブロック各府県の後方支援体制について共有し、相互理解を深めることによる後方支援体制の更なる向上。

2 実施日時

令和7年10月25日（土）各府県大隊後方支援中隊到着時から

令和7年10月26日（日）午前11時30分まで

※26日（日）午前11時30分までに後方支援資機材の撤収及び車両の引上げを完了すること。

3 実施場所

- （１）かしはら安心パーク（橿原市東竹田町224番地の1）
- （２）橿原運動公園駐車場（橿原市雲梯町323-2）
- （３）コメリパワー田原本店第二駐車場（磯城郡田原本町十六面102-1）

4 参加機関

緊急消防援助隊各府県大隊等

5 実施内容

- （１）宿営地の設営訓練
- （２）燃料補給訓練
- （３）各府県大隊活動ミーティング

6 活動要領

- （１）「緊急消防援助隊における後方支援体制の一層の強化について（令和元年7月4日消防広第77号）」に記載された内容を踏まえ、緊急消防援助隊近畿ブロック各府県消防本部が後方支援中隊として訓練を実施すること。
- （２）各府県大隊後方支援中隊長の指揮のもと、レイアウト等を検討し、宿営地を設置すること。（夜間対応及び荒天時の想定を含む。）
- （３）宿営場所が隣接する府県大隊は、後方支援中隊長間で車両の動線を協議し、事故防止を図る観点から、安全管理者を配置すること。
- （４）デコンタミネーションエリアを設け、汚染・感染予防を考慮した後方支援活動を徹底すること。

- (5) 10月25日(土) 22時30分から10月26日(日) 5時00分までの間は、車両エンジン、発電機等を停止すること。
- (6) 訓練は、自己完結型とし、訓練に必要な資機材及び食糧等は各府県大隊で準備すること。
- (7) 車両の駐車位置については、各府県大隊に割り当てられた範囲内に収まるようレイアウトを検討し、別途訓練スタッフが指示する場合は、それに従い駐車すること。
- (8) 駐車中の消防車両及び訓練資機材の保守管理は各府県大隊で実施すること。
- (9) 訓練で発生したゴミ等は、各府県大隊で必ず持ち帰ること。
- (10) 訓練会場内の仮設トイレ、既設トイレを使用する場合は清潔を保ち、汚れた場合は各自で清掃すること。

実動訓練検証ミーティング実施要領（訓練 No. ⑮）

1 主 眼

実動訓練の各訓練サイトに訓練検証員を配置し、府県大隊等の活動内容等について検証を行う体制を構築する。訓練終了後、訓練検証員により活動隊に対し検証結果等をフィードバックすることで、当該訓練の主眼を伝達し、活動に関しての課題等の抽出に繋げる。

2 実施日時

令和7年10月25日（土）及び26日（日）

※各日、訓練終了後からおおむね30分程度

3 実施場所等

各訓練サイト

※訓練要員（訓練サイト責任者）が指定する場所に集合する。

4 参加機関

各府県大隊

各府県安全管理部隊

5 実施内容

- （1）各府県大隊及び各府県安全管理部隊は、各指揮支援隊長から訓練終了指示を受ければ、検証ミーティングを実施するため訓練要員（訓練サイト責任者）が指定する場所に集結すること。
- （2）訓練サイトに配置している各検証員は、統括検証員に対し検証結果等の報告を行い、統括検証員は検証結果及び意見等を取りまとめる。
- （3）統括検証員は、各府県大隊（長）及び各府県安全管理部隊（長）に対し当該訓練の主眼及び活動内容に対する検証結果等をフィードバックし、意見交換を実施する。
- （4）実施時間はおおむね30分とし、終了次第、資器材の撤収を行う。

6 その他

- （1）各府県大隊指揮隊及び各府県安全管理部隊指揮隊は、1日目にあつては検証ミーティング終了後、速やかに奈良県広域消防組合消防本部に移動を開始し、府県隊ミーティングに参加すること。
※府県隊ミーティング開始時刻（19時30分）
- （2）府県大隊の活動隊にあつては、検証ミーティング終了後に資器材の撤収を行い、訓練要員及び指揮隊、中隊長等の指示に従い、後方支援訓練会場に移動する。（1日目）
- （3）2日目については、検証ミーティング終了後、訓練要員の指示に従い、閉会式会場又は指定する場所に移動すること。

各活動ミーティング訓練実施要領（訓練 No. ⑯）

1 主眼

- (1) 指揮支援部隊長、指揮本部長、各指揮支援隊長、情報統括支援隊長、府県大隊長、府県安全管理部隊長による、各被災地現場での緊急消防援助隊等の活動内容、活動結果及び問題点等の報告及び総務省消防庁による指示
- (2) 各被災地現場での活動報告結果に基づき、翌日の活動場所及び活動方針の決定
- (3) 各府県大隊間、中隊及び小隊間における活動の振り返り及び各会議結果の共有

2 実施日時

令和7年10月25日（土）

- (1) 各本部長ミーティング : 18時30分から19時30分まで
- (2) 府県隊ミーティング : 19時30分から20時30分まで
- (3) 各府県隊活動ミーティング : 21時00分から22時00分まで

3 実施場所等

- (1) 各本部長ミーティング : 奈良県広域消防組合消防本部5階作戦室
(消防庁、消防応援活動調整本部はWeb参加)
- (2) 府県隊ミーティング : 奈良県広域消防組合消防本部5階作戦室
- (3) 各府県隊活動ミーティング : 各府県大隊後方支援活動訓練会場

4 参加機関

- (1) 各本部長ミーティング
 - ア 総務省消防庁
 - イ 統括指揮支援隊（長）：（奈良県庁）
 - ウ 消防応援活動調整本部（長）：（奈良県庁）
 - エ 情報統括支援隊（長）：（奈良県庁）
 - オ 指揮本部（長）
 - カ 指揮支援隊（長）
- (2) 府県隊ミーティング
 - ア 指揮本部（長）
 - イ 指揮支援隊（長）
 - ウ 各府県大隊長等（指揮隊）
 - エ 各府県安全管理部隊長（指揮隊）
 - オ 警察、自衛隊、DMAT等の関係機関
- (3) 各府県大隊活動ミーティング
 - ア 各府県大隊長（指揮隊）
 - イ 各府県大隊長が指定する中小隊長等

5 実施内容

- (1) 各本部長ミーティングは、対面及びWebを用いたハイブリッド会議により実施する。
- (2) 府県隊ミーティングに参加する指揮本部長、指揮支援隊長、各府県大隊長（指揮隊）、各府県安全管理部隊長（指揮隊）等は、奈良県広域消防組合消防本部において対面参加する。
- (3) 各指揮支援隊長、府県大隊長等は、災害活動記録、映像及び図面等を有効に活用し、被害状況や活動状況等について報告するものとする。
- (4) 指揮支援隊長は、統括指揮支援隊長と協議のうえ翌日の活動調整を行い、その結果を府県隊ミーティングにおいて、各府県大隊長に指示する。
- (5) 活動報告については、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」第31条に基づき報告するものとし、同要綱別記様式2を使用する。

6 その他

- (1) 各ミーティングの報告事項については、端的に取りまとめ報告すること。
- (2) 各府県活動ミーティングは、終了時間を厳守すること。

航空部隊活動ミーティング訓練実施要領（訓練No. ⑰）

1 主眼

- (1) ヘリベース指揮者、航空運用調整班等による、各被災現場での緊急消防援助隊等の活動内容、活動結果及び問題点等の報告及び総務省消防庁による指示
- (2) 各被災現場での活動報告結果に基づき、翌日の活動場所及び活動方針の決定
- (3) 航空機運用上の留意事項、気象状況の伝達

2 実施日時

令和7年10月25日（土） 17時00分から17時30分まで

3 実施場所等

奈良県防災航空隊事務所（ヘリベース）

4 参加機関：（会議参加場所）

- (1) 総務省消防庁：（未定）
- (2) 統括指揮支援隊【長】：（奈良県庁）
- (3) 消防応援活動調整本部【長】：（奈良県庁）
- (4) 航空運用調整班【長】：（奈良県庁）
- (5) 指揮支援本部【長】：（被災地管轄消防本部）
- (6) 航空指揮本部：（奈良県防災航空隊事務所）
- (7) 航空指揮支援本部：（奈良県防災航空隊事務所）
- (8) 緊急消防援助隊各府県航空小隊：（各航空隊基地）

※なお、(2)、(3)、(5)については地上隊訓練進行上、参加できないことがある。

5 実施内容

- (1) 各機関は、対面及びWebを用いたハイブリッド会議により参加する。
- (2) ヘリベース指揮者、指揮支援本部長は、災害活動記録、映像及び図面等を活用し、被害状況や活動状況等について報告するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者、指揮支援本部長は、航空運用調整班長等と協議のうえ翌日の活動調整を行い、その結果を緊急消防援助隊各府県航空小隊長に指示する。

6 その他

使用 WEB 会議システム：